

# 海老名市教育委員会

(平成29年 1月 定例会議事日程)

日時 平成29年1月20日(金)

午後2時00分

場所 海老名市役所第2委員会室

## 教育長報告

日程第1 報告第1号 教育支援センター運営協議会委員の委嘱について

日程第2 議案第3号 海老名市立図書館条例の一部改正に関する「意見の申し出」について

日程第3 議案第4号 海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について



## 報告第1号

### 教育支援センター運営協議会委員の委嘱について

教育支援センター運営協議会委員の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年1月20日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤 文康

### 報告理由

辞職に伴い、新たに委嘱したため



## 非常勤特別職(海老名市教育支援センター運営協議会委員)の委嘱について

### 1 教育支援センター運営協議会委員について

海老名市教育支援センターの事業を適正かつ円滑に進めるための指導・助言等を行う。

### 2 委嘱期間について

平成28年12月1日から平成29年3月31日まで

### 3 提案理由

海老名市民生委員児童委員協議会の委員改選による

### 4 新旧委嘱者

#### 【新】

氏名	年齢	委嘱等内容	備考
川畑 重昭	71	新任	

#### 【旧】

氏名	年齢	委嘱等内容	備考
小泉 史範	68	辞職	

### 5 名簿

別紙のとおり



## 海老名市教育支援センター運営協議会委員名簿

委嘱期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日まで  
(敬称略)

### 運営協議会委員

NO	氏名	ふりがな	所属
1	樋田 信幸	ひだ のぶゆき	関係行政機関
2	伊東 由美	いとう ゆみ	関係行政機関
3	上田 貴康	うえだ たかやす	関係行政機関
4	藤吉 ひとみ	ふじよし ひとみ	関係行政機関
5	鴨志田 衛	かもした まもる	学識経験者
6	川畑 重昭	かわばた しげあき	学識経験者
7	荒井 伸成	あらい のぶしげ	関係行政機関
8	告原 幸治	つげはら こうじ	関係行政機関
9	中江 陽一郎	なかえ よういちろう	学識経験者
10	高木 悦子	たかぎ えつこ	関係行政機関
11	芳川 玲子	よしかわ れいこ	学識経験者
12	伊藤 文康	いとう ふみやす	関係行政機関
13	岡田 尚子	おかだ なおこ	関係行政機関
14	金指 太一郎	かなさし たいいちろう	関係行政機関



## 議案第3号

海老名市立図書館条例の一部改正に関する「意見の申し出」について

別紙のとおり、海老名市立図書館条例の一部改正に関する「意見の申し出」について、議決を求める。

平成29年1月20日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

## 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたため



## 条例の一部改正に関する「意見の申し出」について

海老名市長が海老名駅駅間地区の住居表示実施に伴う関係条例の整理に関する条例を専決処分したいことから、海老名市立図書館条例の一部改正に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求められたため、議決を求める。

### 1 意見を求められた条例

海老名市立図書館条例

### 2 制定理由

海老名駅駅間地区の住居表示実施に伴い、海老名市立図書館条例を一部改正したいため

### 3 海老名市長からの文書

別紙（写）のとおり

### 4 海老名市長への申し出文書

「海老名市立図書館条例の一部改正について異論はなし。」としたい。

### 5 施行日

平成29年2月13日



海文発第17号

平成28年12月28日

海老名市教育委員会 殿



海老名市長 内 野



条例の一部改正に関し意見を求めることについて

このことについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり海老名駅駅間地区の住居表示実施に伴う関係条例の整理に関する条例を専決処分したいので、海老名市図書館条例の一部改正に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴教育委員会の意見を求める。

なお、専決処分の理由は議会の議決により指定されている条例の趣旨を変えない軽易な字句等の改正に関することによる。



## 海老名駅駅間地区の住居表示実施に伴う関係条例の整理に関する条例

### (海老名市文化会館条例の一部改正)

第1条 海老名市文化会館条例（平成17年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の表海老名市文化会館の項中「上郷476番地の2」を「めぐみ町6番1号」に改める。

### (海老名市立総合福祉会館条例の一部改正)

第2条 海老名市立総合福祉会館条例（平成17年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表海老名市立総合福祉会館の項中「上郷474番地の1」を「めぐみ町6番3号」に改める。

### (海老名市自転車等駐車場条例の一部改正)

第3条 海老名市自転車等駐車場条例（平成10年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表海老名駅西口第4有料自転車・原動機付自転車駐車場の項中「上郷」を「めぐみ町」に改める。

### (海老名市海老名駅自由通路設置条例の一部改正)

第4条 海老名市海老名駅自由通路設置条例（平成21年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表位置の項中「上郷」を「めぐみ町」に改める。

### (海老名市図書館条例の一部改正)

第5条 海老名市図書館条例（昭和59年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の表海老名市立中央図書館の項中「上郷474番地の4」を「めぐみ町7番1号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年2月13日から施行する。

専決第 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記の条例を別紙のとおり専決処分する。

平成29年 月 日専決

海老名市長 内 野 優

記

海老名駅駅間地区の住居表示実施に伴う関係条例の整理に関する条例

理由

議会の議決により指定されている条例の趣旨を変えない軽易な字句等の改正を行うため



海老名市立図書館条例 (昭和59年条例第30号) 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧																								
<p>海老名市立図書館条例 (設置)</p> <p>第1条 図書館法 (昭和25年法律第118号) 第10条の規定により、本市に図書館を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>位</th> <th>置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海老名市立中央図書館</td> <td></td> <td>海老名市めぐみ町7番1号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海老名市立有馬図書館</td> <td></td> <td>海老名市門沢橋一丁目20番41号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 (略)</p>	名	称	位	置	海老名市立中央図書館		海老名市めぐみ町7番1号		海老名市立有馬図書館		海老名市門沢橋一丁目20番41号		<p>海老名市立図書館条例 (設置)</p> <p>第1条 図書館法 (昭和25年法律第118号) 第10条の規定により、本市に図書館を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>位</th> <th>置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海老名市立中央図書館</td> <td></td> <td>海老名市上郷474番地の4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海老名市立有馬図書館</td> <td></td> <td>海老名市門沢橋一丁目20番41号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 (略)</p>	名	称	位	置	海老名市立中央図書館		海老名市上郷474番地の4		海老名市立有馬図書館		海老名市門沢橋一丁目20番41号	
名	称	位	置																						
海老名市立中央図書館		海老名市めぐみ町7番1号																							
海老名市立有馬図書館		海老名市門沢橋一丁目20番41号																							
名	称	位	置																						
海老名市立中央図書館		海老名市上郷474番地の4																							
海老名市立有馬図書館		海老名市門沢橋一丁目20番41号																							

附 則

この条例は、平成29年2月13日から施行する。



## 議案第4号

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則（平成2年教委規則第5号）の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成29年1月20日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

## 提案理由

上今泉二丁目地区の小学校の通学区域の見直しに伴う所要の措置のため



海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

1 改正の理由

上今泉二丁目地区の小学校の通学区域について、現行では今泉小学校となっているが、入学時に今泉小学校または上星小学校から選択できるようにするため。

2 改正の内容

別紙新旧対象表のとおり。

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日。



海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する  
規則

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則(平成2年教委規則第5号)  
の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「前項」を「第2項」に、「別表第2」を「別表第3」に改め、同  
項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項に規定する通学区域の者であっても、小学校就学時において、別表第2に規  
定する通学区域に係る者にあつては、当該選択可能小学校の中から小学校を選択す  
ることができる。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2 (第4条関係)

<特例> 入学時選択可能小学校とその通学区域

通学区域	選択可能小学校
上今泉二丁目	上星小学校 今泉小学校

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



新	旧				
<p>海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成2年12月1日 教委規則第5号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条から第3条まで 略 (入学期日等の通知及び学校の指定)</p> <p>第4条 就学予定者のうち視覚障害者等以外の者について、その保護者に対する入学期日の通知及び就学すべき市立の小学校又は中学校についての指定は、学校指定通知書(第2号様式)により行う。</p> <p>2 前項の指定は、別表第1に定める市立の小学校及び中学校の通学区域に応じて行う。</p> <p><u>3 前項に規定する通学区域の者であっても、小学校就学時において、別表第2に規定する通学区域に係る者にあつては、当該選択可能小学校の中から小学校を選択することができる。</u></p> <p>4 <u>第2項</u>に規定する通学区域の者であっても、中学校就学時において、<u>別表第3</u>に規定する通学区域に係る者にあつては、当該選択可能中学校の中から中学校を選択することができる。</p> <p>第5条から第20条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1 (第4条関係) 略</p> <p><u>別表第2 (第4条関係)</u> <u>&lt;特例&gt; 入学時選択可能小学校とその通学区域</u></p> <table border="1" data-bbox="203 1094 656 1185"> <thead> <tr> <th><u>通学区域</u></th> <th><u>選択可能小学校</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>上今泉二丁目</u></td> <td><u>上星小学校</u> <u>今泉小学校</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第3</u> (第4条関係) &lt;特例&gt;入学時選択可能中学校とその小学校通学区域 略</p>	<u>通学区域</u>	<u>選択可能小学校</u>	<u>上今泉二丁目</u>	<u>上星小学校</u> <u>今泉小学校</u>	<p>海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成2年12月1日 教委規則第5号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条から第3条まで 略 (入学期日等の通知及び学校の指定)</p> <p>第4条 就学予定者のうち視覚障害者等以外の者について、その保護者に対する入学期日の通知及び就学すべき市立の小学校又は中学校についての指定は、学校指定通知書(第2号様式)により行う。</p> <p>2 前項の指定は、別表第1に定める市立の小学校及び中学校の通学区域に応じて行う。</p> <p>3 <u>前項</u>に規定する通学区域の者であっても、中学校就学時において、<u>別表第2</u>に規定する通学区域に係る者にあつては、当該選択可能中学校の中から中学校を選択することができる。</p> <p>第5条から第20条まで 略</p> <p>別表第1 (第4条関係) 略</p> <p><u>別表第2</u> (第4条関係) &lt;特例&gt;入学時選択可能中学校とその小学校通学区域 略</p>
<u>通学区域</u>	<u>選択可能小学校</u>				
<u>上今泉二丁目</u>	<u>上星小学校</u> <u>今泉小学校</u>				